

亀山市まちづくり基本条例推進計画  
(H28—H29)  
平成 28 年度評価報告書

業 名 地域コミュニティのしくみづくり支援事業  
 所 管 市民文化部地域づくり支援室

◎事業推進に当たり、特に重視したまちづくり基本条例の内容(基本原則など)

第4条 第1項	まちづくりに参加する権利
第5条 第1項	積極的なまちづくりの推進
第7条 第1項 第2項 第3項	市民の参加及び協働によるまちづくり 市民が参加できる体制整備 市民が行うまちづくりのための多様な活動の支援
第10条	協働の原則
第11条	参加の原則
第13条	市民尊重の原則
第14条	地域尊重の原則

◎平成28年度の活動実績

▽活動概要(上半期(概ね H28.4~H28.9))

<p>○地域予算制度に係る地域との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域まちづくり協議会連絡会議 役員会 意見交換 (H28.7.1)</li> <li>・自治会連合会役員会 意見交換 (H28.7.5)</li> <li>・地域まちづくり協議会連絡会議 代表者会議 意見交換 (H28.7.12)</li> </ul> <p>○地区コミュニティ研究会等の庁内調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等所管部室との調整 (H28.7.25)           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域予算制度設計の経過説明</li> <li>(2) 市長マニフェストでの位置付けの確認</li> <li>(3) 一括化対象の報償費(道路ふれあい月間報償費、市内一斉清掃報償)について協議</li> </ul> </li> <li>・第1回地区コミュニティ研究会 (H28.8.3)           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定管理者制度の導入の検討(新規2施設)</li> <li>(2) 地域予算制度(案)概要の一部修正について意見交換</li> </ul> </li> <li>・地域予算制度連絡調整会議 (H28.8.19)           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第1回地区コミュニティ研究会の意見報告</li> <li>(2) 地域予算制度(案)概要の一部修正</li> </ul> </li> <li>・第2回地区コミュニティ研究会 (H28.10.5)           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域予算制度(案)概要のうち骨子にあたる部分の承認</li> </ul> </li> </ul> <p>○地域の担い手育成研修</p> <p>実施日時：1回目 H28.7.31 2回目 H28.9.18 10時から16時まで</p> <p>場所：川崎地区コミュニティセンター</p> <p>講師：一般社団法人会議ファシリテーター普及協会 代表理事 釘山健一</p> <p>参加者：まちづくり協議会構成員、市職員及び社会福祉協議会職員 合計 約40人</p> <p>内容：地域活動を行う者や市職員を対象に研修を実施することで、地域と行政が連携しながら、地域全体をまとめるリーダーや各分野のリーダーなどの担い手を育成することを目的に実施する研修。今回は、協働のまちづくりの実現に向けた会議ファシリテーターの基本知識の習得とサロン開催の実践。</p> <p>○地域まちづくり計画策定支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・城北地区まちづくり協議会 計画作成推進委員会 (H28.8.20)</li> <li>・加太地区まちづくり協議会 三重県中山間地域調査・研究ワークショップ (H28.8.20)</li> </ul>
---

▽活動概要（下半期(概ね H28.10～H29.3)）

<p>○地域予算制度に係る地域との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域まちづくり協議会向け地域予算制度に係る説明会（H29.2.20） 制度全体について了承。事務手続きについて、以下のとおり意見があり、対応を行った。 (意見)</li> <li>・交付金申請の事務手続きについて、これまでの補助金と同様に処理できないのか検討願いたい。</li> <li>・申請書以外の事業計画書、収支計画書等について、標準的な様式を定めていただきたい。 (対応)</li> <li>・これまでの補助金と可能な限り様式の変更なく、処理できるよう調整を行った。</li> <li>・標準様式を定めて、地域の希望により活用できるように準備した。</li> </ul> <p>○地区コミュニティ研究会等の庁内調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回地区コミュニティ研究会（H29.1.10） (1) 地域予算制度に係るインセンティブの確認 地域予算制度全体の考え方の確認</li> </ul> <p>○地域の担い手育成研修（3回目）</p> <p>実施日時：H29.3.27 13時30分から16時30分まで 場所：川崎地区コミュニティセンター 講師：一般社団法人会議ファシリテーター普及協会 代表理事 釘山健一 参加者：まちづくり協議会構成員、市職員及び社会福祉協議会職員 合計 22人 内容：地域人材フォローアップ研修（市民活動的事業展開の極意について） 平成28年度の地域担い手育成研修に参加した者が、さらなるステップアップを目指し、これまでの研修の振返りを行うため、研修講師とともに学ぶ機会を設けた。地域において会議ファシリテーターとして活躍できる人材が、回数を重ねるごとに着実に育ってきている状況にある。</p>
--

▽取組目標の達成状況

計 画	地域まちづくり協議会の設立地区数	22地区
実 績	地域まちづくり協議会の設立地区数	22地区（市内全地区）
補 足 等	平成28年4、5月において、12地区で地域まちづくり協議会が設立されたことにより、地域まちづくり協議会が市内全地区（22地区）にまで広がった。	

◎平成28年度の活動成果等

▽活動成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>・12地区で地域まちづくり協議会が設立したことにより、市内全地区（22地区）で地域まちづくり協議会が設立</li> <li>・地域予算制度の設計を行い、平成29年度実施に向けての制度の周知</li> <li>・地域担い手育成研修により約70名が会議ファシリテーションの基礎知識を習得</li> <li>・地域担当職員により、地域まちづくり協議会への助言等の支援</li> </ul>
--

#### ▽反省点・課題等

- ・ 亀山市地域まちづくり協議会条例に基づき、各地域まちづくり協議会の運営や活発な活動が展開されるよう引き続き支援が必要。
- ・ 地域まちづくり計画の策定支援や、地域の担い手を発掘・育成するための支援が必要。
- ・ 地域まちづくり協議会と行政との協働ができる体制づくりが必要。

#### ◎平成29年度の方向性等

##### ▽事業展開の方向性等

- 地域まちづくり計画策定支援
- 地域リーダーの養成
- 地域予算制度の展開
- 地域担当職員の継続

##### ▽具体的な活動予定

- 地域まちづくり計画策定支援
  - ・ 各まち協の計画策定の積極的な推進。
    - 地域まちづくり計画策定済み：4地区（川崎、昼生、神辺、井田川南）
    - 平成29年度策定：8地区（本町、関南部、城北、井田川北、白川、関宿、野登、加太）
    - 未策定：10地区
  - ・ 地域まちづくり計画策定支援アドバイザー派遣制度の実施。
- 地域リーダーの養成
  - ・ 今年度は、4回に渡る連続講座を予定。
    - 研修内容（予定）
      - 1回目：協働のまちづくり研修 初級
      - 2回目：ファシリテーション研修 初級
      - 3回目：サロン開催の実践編
      - 4回目：サロンの見本
- 地域予算制度の展開
  - ・ 地域予算制度の趣旨に合致した適切な運用。
    - 室による監査・モニタリングを通じた予算運用の指導・助言の実施。
- 地域担当職員の継続
  - ・ 亀山市地域まちづくり推進チームを継続して設置し、市と地域住民との相互理解と信頼関係を深め、地域による自主的かつ自立的なまちづくりを推進するための必要な支援を引き続き実施する。



事業名 市民参画協働事業（協働の仕組みの見直し）  
 所 管 市民文化部 文化振興局 共生社会推進室

◎事業推進に当たり、特に重視したまちづくり基本条例の内容(基本原則など)

第 5条第2項	市民の協働によるまちづくり
第 7条第1項	執行機関の協働によるまちづくり
第10条	協働の原則

◎平成28年度の活動実績

▽活動概要（上半期(概ね H28.4～H28.9)）

<p>○現行制度の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働事業推進委員などの意見を踏まえた現行制度の課題の検討</li> </ul> <p>○市民参画・協働の推進</p> <p>協働事業の実施（共生社会推進室、地域づくり支援室）</p> <p>提案者：亀山まちづくり活動支援ネットワーク</p> <p>テーマ：亀山市のまちづくりのための人材の育成と発掘の仕組みづくりの検討</p> <p>目的：市内の市民社会組織（市民活動団体、まち協など）の活性化</p> <p>会議経過：</p> <p>第1回（28.5.27）年間計画の共有、アンケート調査内容の検討</p> <p>第2回（28.6.30）アンケート調査方法・内容の検討（市民活動団体とまち協へ2種作成）</p> <p>第3回（28.7.15）アンケート内容の最終確認（7.29 市民活動団体 185 通、まち協 22 通発送）</p> <p>第4回（28.8.19）アンケート集計方法の協議</p>
--

▽活動概要（下半期(概ね H28.10～H29.3)）

<p>○現行制度の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の協働事業提案制度の成果や課題の整理</li> <li>・現行の協働の指針の成果や課題の整理と見直しの必要性の考え方の整理</li> </ul> <p>○協働事業提案制度あり方検討委員会の開催</p> <p>第1回（28.12.26）(1) 協働事業提案制度の経緯と現状      (2) 市民活動支援について</p> <p>① 市民活動応援制度の経過と現状</p> <p>② 市民参画協働事業推進補助金</p> <p>(3) 協働事業提案制度のあり方について 見直しの視点</p> <p>第2回（29.2.23）(1) 協働に関する実績と評価      (2) 協働に関する課題と対応策      (3) 今後の協働のあり方について</p> <p>○協働事業の推進</p> <p>第5回（28.11.18）アンケート集計結果報告、先進地視察の検討など</p> <p>第6回（29.1.12）アンケート集計結果分析、先進地視察について、講演会について</p> <p>視察研修（29.2.8） 岐阜県関市市民活動センター      受託事業者 せき・まちづくり NPO ぶうめらん</p> <p>第7回（29.2.14） 報告書（案）の検討、先進地視察の報告</p> <p>検討結果報告会及び講演会（29.3.10）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討結果報告「亀山市のまちづくりのための人材の育成と発掘の仕組みづくりの検討」</li> </ul>
--

▽取組目標の達成状況

計 画	協働の仕組み見直し	H28. 12 完了
実 績	協働の仕組み見直し	H29. 3 完了
補 足 等	現行制度の検証や見直しの必要性の検討について、成果や課題の整理に時間を要したが、3月までに検討委員会での検討を終え、今後の方向性を定めた。また、今後の運用についても、さらなる協働の推進に向け市民へ周知し、進めていく。	

◎平成28年度の活動成果等

▽活動成果

- ・市職員である協働事業推進委員の意見収集により行政側の運用が把握できた。また、協働事業提案制度を考える機会を提供できた。
- ・協働事業提案制度あり方検討委員会を開催し、亀山市の協働の取組の中におけるこの制度の評価ができ、今後のあり方を検討できた。
- ・中間支援組織である市民活動団体との協働事業の実施により、市民活動団体及び地域まちづくり協議会における、人材育成の現状と課題の把握が可能となった。

▽反省点・課題等

- ・行政職員の中には、協働の意識に差があり今後協働を推進していくには、継続して意識を持続させる必要がある。
- ・時代とともに協働をとりまく環境も変化していくが、今日の行政にとって協働は不可欠であるので、定期的に協働のあり方の見直しが必要であり、重要課題である。
- ・お互いの長所や知識を活かし、役割分担をしてアンケート調査による現状把握や研究を実施できたが、地域まちづくり協議会は自治組織であり、市民活動団体も任意団体であるので、今後の施策にはニーズに応じたものが必要である。

◎平成29年度の方向性等

▽事業展開の方向性等

- ・機会に乗じて、協働の必要性や協働事業提案制度を広く知らせて行くとともに、職員にも研修の機会を設けていく。
- ・協働事業提案制度をさらに活用してもらえよう、他の市民活動支援の方策と連動しながら運用していく。
- ・協働事業提案制度によらない各部署における自発的な協働の増加は、亀山市の協働が向かうべき方向であり、現状や成果を広く周知し、情報共有を図っていく。

▽具体的な活動予定

- ・協働職員研修の実施 平成30年2月
- ・協働事業選定委員会及び市民参画協働事業推進補助金選定委員会の合同開催による協働事業の一体化 平成29年9月
- ・協働事業の事例を公開し、自発的な協働への情報提供を行う。
- ・協働の指針の時点修正の改訂を行う。

事業名 市民活動応援制度  
 所 管 市民文化部 文化振興局 共生社会推進室

◎事業推進に当たり、特に重視したまちづくり基本条例の内容(基本原則など)

第 5条第1項	市民がまちづくりの主体である自覚と積極的な推進
第 7条第3項	市民が行うまちづくりのための多様な活動の支援
第11条	参加の原則
第14条	地域尊重の原則

◎平成28年度の活動実績

▽活動概要(上半期(概ね H28.4~H28.9))

○市民活動応援券の交付・配布(市⇒地域まちづくり協議会⇒登録団体及び市民)
○市民活動応援交付金の交付申請、交付 平成28年度交付額(27年度活動分) 49団体 3,439,700円
○制度の周知 使用率の低い地域まちづくり協議会への重点的な相談指導 市広報誌やケーブルテレビでの啓発
○亀山市市民活動応援制度審査検証委員会の開催 第1回 28.6.29 応援券の使用実績報告、応援金の交付実績報告、市長報告案の確認、制度の検証 第2回 28.10.4 現況報告、アンケート結果の報告、アンケート結果からの制度検証
○現行制度の見直し 市長報告 28.7.13 審査検証委員会から市長へ制度開始からの検証結果を報告 議会報告 28.9 市議会へ制度の今後の方向性について説明
○地域意向の確認 28.8 登録団体及び地域まちづくり協議会へのアンケート調査
○団体登録 ・説明会の開催 新規対象(2回)、既存対象(2回) ・申請受付 28.10.3~31(団体登録申請期間)

▽活動概要(下半期(概ね H28.10~H29.3))

○亀山市市民活動応援制度審査検証委員会の開催 第3回 28.11.15 登録団体の審査、制度の検証
○登録団体の決定と市民等への周知 ・登録団体の公表・啓発(制度案内と団体紹介冊子の発行)
○新年度の制度運営に向けた取組 ・平成29年度分応援券の印刷など



▽取組目標の達成状況

計 画	現行制度の見直し	H28. 9完了
実 績	現行制度の見直し	H28. 8完了
補 足 等	現行制度の見直しを実施したが、今後も詳細について、より良い制度としていくために検討を継続していく。また、一層の事業の普及・啓発を図る。	

◎平成28年度の活動成果等

▽活動成果

<p>○審査検証委員会で2カ年度の実施状況をもとにした検証を行い、委員会での報告を受け、今後の事業の方向性を決定することができた。また、今後の課題として、重点的に取り組む項目（応援券の配布促進、市民間や団体間等での利用促進）を明確にすることができた。</p> <p>○地域に対して制度の周知を積極的に行うことにより、事業全体の理解が少しずつ浸透しており、課題はあるものの、概ね順調に進めることができた。</p>
---

▽反省点・課題等

<p>○検証結果の概要として、個々に課題はあるものの概ね順調に進んでいる。</p> <p><b>【課題】</b>          地域まちづくり協議会の中には、配付・使用率の低い地区がある。          市民個人に配付された応援券の利用拡大を図る必要がある。          有効な応援券の交付方法を考えて行く必要がある。</p>
--

◎平成29年度の方向性等

▽事業展開の方向性等

<p>○検証結果に従い、課題に対応するための取り組みを実施していく。</p> <p>(1) 使用率の低い地域まちづくり協議会への重点的な相談指導</p> <p>(2) 市民個人での使用率の上昇に向け、個人が使えるメニューの増加や使い方事例の公表による啓発</p> <p>○応援券の有効な配付、活用方法、全体の仕組みについて、審査検証委員会で継続して検証を実施する。</p>
--

▽具体的な活動予定

<p>○課題に対する取り組みの実施</p> <p>(1) 個別指導を継続するとともに、地域まちづくり協議会代表者会議などの全体の視点からの啓発を進める。</p> <p>(2) 団体による個人メニューの登録は増加したため、個人が使えるよう情報提供を積極的に行う。</p> <p>○検証委員会の開催</p> <p>第1回 6月27日          応援券の使用実績報告、応援交付金の交付実績報告、制度の検証、アンケート調査の実施</p> <p>第2回          アンケート結果から制度の運用及び検証、団体登録の審査、制度の検証</p>
---

事業名 まちづくり基本条例との整合の検証  
 所 管 企画総務部 企画政策室

◎事業推進に当たり、特に重視したまちづくり基本条例の内容(基本原則など)

第 3条	条例の位置付け
第 7条第5項	市民に対する分かりやすい説明
第12条	情報共有の原則

◎平成28年度の活動実績

▽活動概要(上半期(概ね H28.4~H28.9))

<p>○条例・計画等の策定に係るまちづくり基本条例との整合マニュアルの改訂</p> <p>(1) 改訂内容        パブリックコメント手続きの対象となる条例や計画等のチェックリストをホームページで公表(平成28年10月分から)</p> <p>(2) 改訂目的        条例に対する職員の意識向上と市民の客観的な目線での確認機会の確保</p> <p>(3) 庁内周知        (1) 経営会議での幹部職員周知(H28.10.3)        (2) 内部情報系システムでの職員周知(H28.10.4)</p>
---

▽活動概要(下半期(概ね H28.10~H29.3))

<p>○チェックリストのホームページでの公表        平成28年10月分から公表        公表した件数:12件(計画策定12件)</p> <p>○チェックリスト記入時のポイント資料の作成        パブリックコメント手続きの対象となる条例や計画等の策定時においてチェックリストを記入する際に、まちづくり基本条例との整合を確認しやすくするため、担当室(職員)が注意すべきポイントをまとめた資料を作成。(H29.3)</p>
--

▽取組目標の達成状況

H28	計画	チェックリストのホームページでの公表	H28.6	開始
H28	実績	チェックリストのホームページでの公表	H28.10	開始
補 足 等	チェックリストのホームページでの公表実績 12件			

◎平成28年度の活動成果等

▽活動成果

<p>○条例・計画等の策定に係るまちづくり基本条例との整合マニュアルの改訂を行い、パブリックコメント手続きの対象となる条例や計画等のチェックリストをホームページで公表することで、条例に対する職員の意識向上と市民の客観的な目線での確認機会の確保を行うことができるようになった。</p> <p>○チェックリスト記入時のポイント資料の作成により、条例や計画を策定または改廃しようとするときには、職員がどのような視点で条例との整合を確認するべきかがわかりやすくなり、より条例に対する職員の意識を高めることができた。</p>
---

▽反省点・課題等

○職員がチェックリスト記入時にチェックポイント資料作成することを徹底させるため、職員への周知を行う必要がある。また、今後、運用面において課題等がないか検証する必要がある。

◎平成29年度の方向性等

▽事業展開の方向性等

○条例の周知

- ・市イベント等を通じて、特に若い世代への条例の周知を図る。
- ・職員への周知

○チェックリストのホームページでの公表

- ・引き続き、チェックリストをホームページで公表し、条例に対する職員の意識向上と市民の客観的な目線での確認機会の確保を行う。

○チェックリスト記入時のポイント資料の活用に関する補助

- ・職員のポイント資料活用時に不明な点がある場合には、サポートを行うとともに、運用面での課題等がないか確認する。

▽具体的な活動予定

○条例の周知

- ・かめやま若者未来会議等、特に若い世代が条例を知るきっかけづくりを行う。
- ・新規採用職員への研修を実施する。

○チェックリストのホームページでの公表

- ・引き続き、パブリックコメント手続きの対象となる条例や計画等のチェックリストをホームページで公表していく。